

下関市住宅取得支援事業

★市内転居の方★

対象者

これから市内にご自身が居住する住宅の建築・購入する方で、交付申請時点（契約締結前）に、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ・ 1年以上継続して居住誘導区域外に居住している方で、居住誘導区域内又は下関駅周辺地区へ引越しする方
- ・ 1年以上継続して居住誘導区域内に居住している方で、下関駅周辺地区（※）へ引越しする方

※下関駅周辺地区：大和町、東大和町、竹崎町、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

【居住誘導区域の確認はこちら】（しものせき情報マップ）

<https://www2.wagmap.jp/shimonoseki/PositionSelect?mid=1>



対象住宅

【新築住宅】 ※新築住宅とは、人が住んだことのない住宅で、検査済証の交付日から1年を経過していない住宅をいいます。

- ・ 戸建て住宅（75㎡以上）とマンション（55㎡以上）
- ・ 下関市内に本店、支店等を有する登録事業者との請負・売買契約であること。

【中古住宅】

- ・ 昭和56年6月1日以降に適用されている新耐震基準を満たす中古住宅
- ・ 下関市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者を介した売買契約であること。

※購入金額が土地と住宅の合算となっている場合は、必ず住宅の金額を算出してください。

補助額

地域区分	基礎額	上限額
居住誘導区域外から 居住誘導区域内	50万円	100万円
居住誘導区域外から 下関駅周辺地区	100万円	150万円
居住誘導区域内から 下関駅周辺地区	30万円	100万円



加算区分	加算額
中学生以下の子が1人いる世帯	30万円
中学生以下の子2人以降1人につき	20万円
三世帯同居・近居の場合	30万円
市内の土砂災害特別警戒区域等からの 転居	50万円

さらに、新築住宅の場合は

市の補助額に応じ、登録事業者による30万円又は50万円の優遇措置あり

※住宅の建築・購入に係る契約締結前に申請し、交付決定後に契約を締結してください。

お知らせ

この補助金交付とセットで、住宅金融支援機構の【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度をご利用いただけます。

（住宅金融支援機構お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35）